

平成27年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

直送済

原 告 高田一男 外150名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

被告準備書面(22)

(本件事故後の南相馬市原町区の状況等について(その3))

令和2年7月10日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告訴訟代理人弁護士

棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

青 木 翔 太 郎



被告訴訟復代理人弁護士

貞 弘 賢 太 郎



同

石 神 健 平



第1 はじめに（損害論に関する基本的な考え方）

原告らは、本訴訟において、原賠法3条1項に基づく損害賠償を請求するが、同条項に基づく損害賠償の対象となるのは、本件事故の結果生じた原子力損害、すなわち、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」（原賠法2条2項）との間に相当因果関係が認められる損害であり、被告が賠償責任を負うのは、本件事故による放射線の作用との間に相当因果関係が認められる損害に限られる（東京地判平成31年3月27日・乙A237の111～112頁参照）。

本件事故による放射線の作用の影響は、政府による避難指示の有無・内容、本件原発からの近接性、空間放射線量の多寡等によって度合いが異なるところ、本件事故の放射線の作用によって平穏生活権の侵害があったといえるためには、単に主観的・抽象的に不安や危惧感を抱いたというだけでは足りず、一般的・平均的な人を基準として、原告らの「法律上保護に値する利益」、すなわち原告らの生命、身体、財産に対する具体的な危険性が生じていることを要する。

しかしながら、本件事故後における南相馬市原町区の客観的状況は、原告らの生命、身体、財産に対する具体的な危険を伴うものではなく、原告らについて、被告が提示している賠償額を超えて、本件事故と相当因果関係のある原子力損害が認められる実情にないことは、被告準備書面（6）、同（10）、同（12）及び同（13）において詳述したとおりである。

本書面は、上記被告の主張を敷衍しつつ、平成22年から平成30年1月までの間、南相馬市長の職にあった櫻井勝延証人（以下「櫻井証人」という。）の証人尋問及び原告本人尋問の各結果からも、以上のことことが裏付けられることを明らかにするものである。なお、略語の用例については従前の例による。

第2 本件事故後における南相馬市原町区の客観的状況について

1 空間放射線量の状況

(1) 本件事故後における南相馬市の旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域内の空間放射線量率は、次のとおり推移している。

ア 旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区錦町1丁目・乙A68の1ないし17）。

【福島県南相馬合同庁舎】 (マイクロシーベルト／時)

日時	測定結果
平成23年4月1日	0.92
平成23年5月1日	0.52
平成23年6月1日	0.46
平成23年7月1日	0.45
平成23年8月1日	0.42
平成23年9月1日	0.43
平成23年10月1日	0.41
平成24年4月1日	0.40
平成24年10月1日	0.36
平成25年4月1日	0.16※
平成25年10月1日	0.14
平成26年4月1日	0.13
平成26年10月1日	0.12
平成27年4月1日	0.11
平成27年10月1日	0.10
平成28年4月1日	0.09
平成28年10月1日	0.08

※同時点より、可搬式モニタリングポストから固定型モニタリングポストによる測定に移行し、敷地内の設置場所が変更されている。

イ 旧避難指示解除準備区域（南相馬市小高区本町2丁目（原町区江井から南南西約2.7キロメートル地点）・乙A66の1ないし10）。

【小高区役所】 (マイクロシーベルト／時)

測定日	測定値（いずれも午前8時）
平成24年4月1日	0.23
平成24年10月1日	0.16
平成25年4月1日	0.14
平成25年10月1日	0.12
平成26年4月1日（午後5時）	0.11
平成26年10月1日	0.10
平成27年4月1日	0.09
平成27年10月1日	0.09
平成28年4月1日	0.08
平成28年10月1日	0.07

(2) 南相馬市内の旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域における以上の空間放射線量率の状況及び推移は、他の測定地点でも大きく異なるものではなく（乙A52の38・10頁、乙A52の48・26頁、乙A52の55・26頁、乙A52の67・26頁、乙A52の91・30頁参照），政府が避難指示の基準とした年間積算線量20ミリシーベルトに相当する空間放射線量（3.8マイクロシーベルト／時）を大きく下回って推移しており、放射線の影響による健康への被害を懸念しなければならない状況にはない。

このような空間放射線量率の低減状況も踏まえ、南相馬市では、旧緊急時避難準備区域の指定については平成23年9月30日をもって、旧避難指示解除

準備区域の指定については平成28年7月12日をもって、それぞれ解除されている（乙A9、乙A57・1頁）。

2 社会活動の再開状況

南相馬市では、本件地震及び本件津波による甚大な被害を受けており、原町区では、全壊439世帯（津波435世帯、地震4世帯）、大規模半壊46世帯（津波35世帯、地震11世帯）、半壊129世帯（津波62世帯、地震67世帯）、一部損壊1297世帯（津波31世帯、地震1266世帯）という住家被害があった（乙A73）。

もっとも、南相馬市では、以下のとおり、本件事故発生直後から、行政機関、公共交通機関、医療機関、商業施設、教育及びその他の社会活動の再開が図られ、原町区の人口は、本件事故以前からの人口減少傾向（乙A71参照）や上記本件地震及び本件津波による被害にもかかわらず、平成29年2月28日時点では4万2693人（平成23年2月28日時点比90.7%）となっており（乙A69の1、乙A69の9），多数の住民が南相馬市原町区において生活している実情にある。現に、本訴訟に参加して被告が提示する賠償額を超える損害の支払を求める原告らにおいてさえ、緊急時避難準備区域の原告ら82名のうち、24名が旧屋内退避区域への指定が解除された平成23年4月22日までに、延べ61名が旧緊急時避難準備区域への指定が解除された同年9月30日までに、それぞれ南相馬市原町区内の自宅（ただし、本件津波に被災した原告については、同区内に別途確保した住居）に帰還して生活している（各原告の帰還時期に関する被告の主張は、被告の各個別準備書面において主張したとおりである。）。

ア 南相馬市役所は、平成23年3月20日以降、原町区内の庁舎で通常どおりの業務を行っていた。

イ 公共交通機関は、本件地震及び本件津波の影響により、市内すべての公共交通機関が運休状態となつたが、平成23年3月末頃から随時臨時バスが運行を再開

し、同年4月22日にはバスの市内路線（5系統）が運行を再開し、同月中に原町・仙台線等、生活のためのバス路線が相次いで新設された（乙A73・45頁、61頁）。

平成23年12月21日には、JR常磐線のうち原ノ町－相馬間が運転を再開し、原ノ町駅のホームは通勤客や通学する学生の活気があふれた（乙A248・20頁）。



その後平成28年7月12日には原ノ町駅－小高駅間（乙A96の1）、平成29年4月1日には小高駅－浪江駅間（乙A96の2）の運転が再開されており、令和2年3月14日には、浪江駅－富岡駅間も運転が再開され、JR常磐線は全線が開通した（乙A249）。

ウ 医療機関は、南相馬市原町区内では、本件事故後に急患等を除く通常診療を休止していた時期があったが、「南相馬市立総合病院」が平成23年4月5日に内科・外科の外来診療を開始したほか（乙A73・46頁），同年7月に4軒の医院及び4軒の薬局が通常どおり診療を再開しており（乙A52の7・6頁），平成24年5月1日時点では、29の医療機関と19の歯科医療機関が診療を受け付けている（乙A102の1）。

エ 商業施設についても、大型のショッピングモールを併設する原町区所在の「イオンスーパーセンター南相馬店」が平成23年5月6日に営業再開したのをはじめとして、コンビニエンスストア等も概ね同年5月頃までに営業を再開している（乙A106、乙A107の1）。

才 教育機関については、平成23年10月以降、原町区内の小中学校は順次自校での授業を再開している。平成23年10月17日に、原町一小、原町三小及び大甕小の3小学校と、原町一中、原町二中の2中学校が再開している。また、震災被害の修繕が完了した

3つの小学校については平成24年1月10日から、その余の4つの小中学校については同年2月27日から、それぞれ自校での授業を再開しており（乙A250）、平成24年2月末までには原町区内の全ての小中学校が自校での授業を再開するに至っている（乙A73・50頁）。原町高校も、平成23年10月26日以降は、原町区内の自校での授業を再開している（乙A104）。

平成24年3月13日には南相馬市の中学校で、同月23日には小学校でそれぞれ卒業式が行われ、452人が卒業している（乙A52の25・5頁）。



平成24年度には南相馬市の小学校に288人、中学校に395人が入学している（乙A52の27・10～11頁）



平成24年5月12日と同月19日を中心、南相馬市内の小学校で運動会が行われている（乙A52の29・12～13頁）。

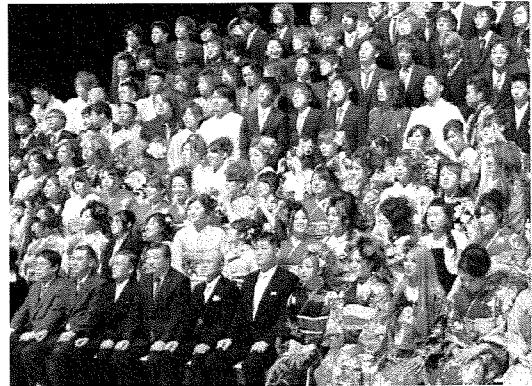


力 その他社会活動の再開状況としても、平成21年12月に開館した南相馬市立中央図書館は、本件事故後に一時休館したが、平成23年8月9日には再開し、開放的なつくりや様々な読書スペース、カフェ等を備えた魅力的な図書空間を市民に提供している（乙A251・110頁）。

同図書館では、緊急時避難準備区域の指定解除前の平成23年9月18日には、「図書館 愛のコンサート」が開かれ、100人を越すクラシック愛好者や図書館で読書をする市民らが演奏を楽しんでおり（乙A252），平成23年12月11日には、開館2周年を祝うイベントが開かれ、約150人が来場して民謡や合唱を楽しむなど賑わいを見せている（乙A253）。



また、平成24年1月8日には、南相馬市民文化会館において南相馬市成人式が行われ、748人の新成人が出席している（乙A52の21・2～3頁）。



平成24年7月14日には、除染作業が完了して南相馬市の市民プールがオープンするとともに、2年ぶりに南相馬市内の小・中学校ではプールの授業が再開されている（乙A52の33・12～13頁）。



平成24年8月には南相馬市の各地で夏祭りや盆踊り大会が行われ、子供も多数参加している（乙A52の35・10～11頁）。



平成24年12月には、雲雀ヶ原陸上競技場において、「野馬追の里健康マラソン大会」が行われ、2367人のランナーが参加している（乙A52の37・6頁、乙A52の40・1頁、乙A52の42・16頁）



第3 櫻井証人の証人尋問及び原告らの本人尋問から明らかになった事実について

1 櫻井証人の証人尋問の結果

前記第2で述べた本件事故後における南相馬市原町区の客観的状況は、以下のとおり、平成22年から平成30年1月までの間、南相馬市長の職にあった櫻井証人の証人尋問の結果からも裏付けられている。

(1) 避難指示の解除及び南相馬市における住民の帰還状況

ア 南相馬市は、平成23年3月15日に、南相馬市の住民に対して、市独自の避難要請を出した。同年4月22日には、本件事故当時に本件原発20～30キロ圏外に居住していた住民に対しては、当時の空間放射線量や教育環境をはじめとした生活環境の整備状況を踏まえて、本件事故当時の住居への帰還を許容している（証人41～42頁、49頁）。

イ 南相馬市は、平成23年5月時点で、市内の除染計画を検討しており、南相馬市からの避難者に対しては、当該除染計画を目標として示しながら、帰還に向けたメッセージを発信していた（証人60～61頁）。

ウ 南相馬市は、平成23年7月から同年8月にかけて、市内の学校や公共施設について表土の剥ぎ取りや高圧洗浄等の大規模な除染を実施しており、平成23年9月30日における緊急時避難準備区域指定の解除に当たっては、上記除染等により当該区域内の安全性が基本的に確保されていることを確認した上で、解除に同意している（証人15～16頁、40～41頁）。

エ 南相馬市は、本件事故後に、市外への避難者に対して市内の状況を情報発信しており、広報を通じた情報発信は9000通以上にわたっていたほか、南相馬市が避難先の自治体に派遣した合計120名の市職員を通じても情報提供をしていた（証人61～62頁）。

オ 南相馬市は、本件事故後に、女性の避難者の帰還に向けて内部・外部被ばく線量の検査、水や食材（農作物）の放射性物質濃度の検査、子どものベビ

ースキャン、専門医の診断体制の整備といった安全性確保のための取組みを市独自に実施しており、かかる施策の実施については積極的に情報提供をしてきた（証人63～64頁）。

力 本件事故後における南相馬市内の荒廃家屋数について、櫻井証人の陳述書では2800棟超と記載されているが（甲A112・33頁），櫻井証人は、上記荒廃家屋数について、そのほとんどが小高区の本件原発20キロ圏内の家屋であり、上記荒廃家屋数に含まれている原町区内の家屋の数は分からないと証言している（証人58頁）。

（2）医療機関の再開状況

ア 南相馬市原町区では、平成24年5月1日時点で、10の医療機関で小児科の診療を実施しており、4の医療機関で産科の診療を実施している（乙A102の1）。櫻井証人は、産科のうち「西潤マタニティクリニック」、「原町中央産科婦人科医院」及び「レディースクリニックはらまち」は、本件事故後に診療を実施していないと証言しているが（証人53～54頁）、「西潤マタニティクリニック」及び「レディースクリニックはらまち」については、平成27年9月1日時点でも診療を実施している医療機関として紹介されており（乙A102の2）、「西潤マタニティクリニック」については令和2年時点でも診療を実施している（乙A254）。他方、「原町中央産科婦人科医院」は平成27年9月1日時点では診療を実施していないが（乙A102の2参照），櫻井証人の証言によれば、同医院の医師は平成24年頃に死亡している（証人54頁）。

イ 南相馬市内における病院の病床数は、平成22年が1329、平成29年2月が599、平成30年3月が609とされている（甲A118・3頁）。しかしながら、櫻井証人の証言によれば、上記病床数は、平成22年については許可病床数（「その病院、施設がベッドを置いていい数」）を記載した

ものであり、本件事故後については稼働病床数（「実際に動いているベッド数」）を記載したものである。本件事故後に許可病床数が減少した病院は、民間病院1施設だけであり、減少数は約200にとどまる（証人50～52頁）。

（3）商業施設等の再開状況

ア 南相馬市原町区では、本件事故後、「ヨークベニマル原町店」や「フレスコキクチ大木戸店」が営業を休止したが、南相馬市役所を中心として「ヨークベニマル原町店」と同一圏内に所在する「ヨークベニマル原町西店」及び「イオンスーパーセンター南相馬店」は、平成23年5月中に営業を再開しており、「フレスコキクチ大木戸店」に隣接している「コメリハード&グリーン原町店」は、平成23年10月に営業を再開している（証人45～46頁、乙A106）。なお、「ヨークベニマル原町店」は、令和2年2月に、本件事故当時と同一場所で営業を再開している（乙A255）。

イ 南相馬市原町区内の国道6号線沿いに所在する「道の駅南相馬」の入込客数は、平成22年時点では約80万人であったが、平成27年時点では約60万人、平成28年時点では約55万人と減少している（甲A100）。当該減少理由について、櫻井証人は、常磐道、高速道路の開通によって国道6号線を利用する人が減ったことも一因と証言している（証人57頁）。

（4）教育等の再開状況

ア 南相馬市は、平成23年4月22日に、鹿島区の小中学校と前川原体育館を用いて、本件事故当時に本件原発20～30キロ圏内に居住していた小中学校の児童の授業を再開した。児童らは、南相馬市が手配したスクールバスにより通学した（証人14頁、40頁）。

イ 南相馬市原町区内の石神地区（旧緊急時避難準備区域）にある三校の小学校において平成23年11月に実施されたアンケートでは、「1日も早い再開」、「条件付きの再開」を求める回答が全体の回答の9割以上を占めていた。上記三校のPTAは、平成23年12月に、南相馬市に対して、自校での授業の早期再開を求める連名の要望書を提出した（乙A170）。当該要望を踏まえて、南相馬市は、平成23年9月以降の自校での授業再開を目指し、原町区内では、平成24年2月には全ての小中学校が自校での授業を再開している（証人41～42頁）。

ウ 南相馬市は、平成24年4月に、小中学校での屋外活動の制限を解除した（証人42～43頁、乙A105）。

エ 南相馬市原町区内では、大甕幼稚園と高平幼稚園が平成24年4月に再開し、それ以降、他の市立幼稚園も順次再開している（証人43頁、乙A171）。

（5）営農等の再開状況

ア 南相馬市は、平成28年1月と同年11月に、南相馬市産食品の安全性に対する理解を広げることを主たる目的としてシンポジウムを開催している（乙A180、乙A181）。当該シンポジウムは、同時点において、南相馬市産食品の安全性が確保されているという認識のもとで開催されたものである（証人47頁）。

イ 南相馬市は、平成29年11月頃、平成30年度から南相馬市産米を学校給食に提供することを決定したが（乙A140），当該決定は、南相馬市産米を給食に使用しても児童生徒の健康に影響がないという判断のもとで行われており、保護者の理解のもと行われたものである（証人47頁）。

ウ 南相馬市内では、本件事故当時、主たる事業として漁業を営んでいた者は、その大半が小高区又は鹿島区の住民であり、原町区ではほとんどいなかった（証人48～49頁）。

（6）小括

以上のとおり、櫻井証人の証言からは、南相馬市では、避難指示区域内における安全性確保や生活環境の整備がなされていることを確認の上、避難要請の撤回や避難指示区域の解除への同意を行ったことや、その後も医療機関、商業施設、教育及び営農等の再開が進んでいることが明らかにされている。

また、南相馬市は、同市からの避難者に対して、本件事故後における南相馬市の客観的状況等について情報提供を行っているほか、帰還に向けた積極的な呼びかけを行っていることが明らかにされている。

これらの事実からすれば、南相馬市原町区の旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域は、遅くとも各避難指示区域への指定が解除された時点（旧緊急時避難準備区域につき平成23年9月30日、旧避難指示解除準備区域につき平成28年7月12日）では、各区域内の安全性が確保されており、その後は、住民が帰還して生活することについて本件事故の放射線の作用による支障がないことが明らかである。

2 原告らの本人尋問の結果

本訴訟では、原告番号30世帯による訴え取下げ後の全46世帯中、39世帯において、世帯代表者の原告本人尋問が実施されている。かかる原告本人尋問の結果からも、前記第2で述べた南相馬市原町区の客観的状況を裏付ける事実が明らかにされていることは、被告の各個別準備書面において詳述したとおりであるが、その概要は、以下のとおりである。

(1) 大甕上地区（原告番号22ないし同24、同34、同40（いずれも旧緊急時避難準備区域内の世帯））

ア 大甕上地区は、本件事故当時、45戸の世帯があり、その全戸が本件原発20～30キロ圏内に属している。平成29年1月時点では、44戸が帰還して生活を再開している（原告番号22－1本人調書43頁、甲A77・10頁）。

イ 大甕上地区に所在する原告番号22世帯の自宅の空間放射線量は、本件事故発生から約2週間後の平成23年3月30日頃の時点で、屋外が0.7マイクロシーベルト／時前後、屋内が0.5マイクロシーベルト／時前後であった（原告番号22－1本人調書25頁）。

ウ 大甕上地区の住民が日用品の買い物に利用していたとされる（甲A77・15頁）、大甕下地区所在の「島酒店」は平成23年5月頃に（原告番号29－1本人調書19～20頁、甲C21の1・10～11頁），同地区所在の「林商店」は遅くとも平成24年6月頃までに（原告番号25－1本人調書32頁），北原地区所在の「フレスコキクチ東原町店」は平成23年5月20日（乙A106）に、それぞれ営業を再開している。

エ 大甕上地区の住民である原告番号40世帯では、平成23年10月以降、自宅の畠で出荷用の野菜の栽培を再開しており、栽培した野菜は、放射性物質濃度が基準値を下回っていることを確認の上、同世帯の原告らも食べているほか、出荷もしている（原告番号40－1本人調書26～28頁）。

オ 大甕上地区では、平成23年9月頃から自治会の活動が再開されており、平成24年には元旦の例大祭や日祭神社の例大祭も執り行われた。水田の除染については本件事故後に結成された大甕上地区独自の復興組合で取り組んでいる（原告番号22－1本人調書32頁、42～45頁、甲A77・11頁）。

力 大甕上地区の住民である原告番号40-1は、現在（令和2年2月26日時点）の南相馬市内における病院等の医療体制に対する不安について、「今は別段、そんなにはありません」と供述している（原告番号40-1本人調書20頁）。

（2）大甕下地区（原告番号4ないし同7、同11、同15ないし同18（以上、旧避難指示解除準備区域内の世帯）、同20、同21、同25、同33、同35、同37ないし同39、同45ないし同47（以上、旧緊急時避難準備区域内の世帯））

ア 大甕下地区は、本件事故当時、82戸の世帯があり、そのうち14戸が本件原発20キロ圏内、その余が同20～30キロ圏内に属している。本件原発20～30キロ圏内の住民は、平成29年3月時点で全戸が帰還している。同時点で、同20キロ圏内の住民は2戸が帰還していたが（甲A78・1頁、9頁），その後平成30年1月時点では7戸が帰還している（甲C6の1・18頁）。

イ 大甕下地区の住民が日用品の買い物に利用していたとされる（甲A77・15頁），同地区所在の「セブンイレブン原町大甕店」は遅くとも平成23年5月下旬には営業を再開しており（原告番号39-1本人調書25頁），同じく買い物に利用していたとされる「島酒店」，「林商店」及び「フレスコキクチ東原町店」の再開状況は、前記（1）ウで述べたとおりである。

ウ 大甕下地区のうち旧緊急時避難準備区域の住民である原告番号47世帯では、平成25年3月に、ビニールハウスでの野菜栽培を再開しており、収穫した野菜については同世帯で食べている（原告番号47-1本人調書26～27頁）。他方、同地区のうち旧避難指示解除準備区域内の住民である原告番号15世帯では、平成30年以降、自宅の畠で自家消費野菜の栽培を再開

している。栽培した野菜の放射性物質濃度は基準値を大幅に下回っており、同世帯で食べている（原告番号15-1本人調書16~17頁）。

エ 大甕下地区では、平成23年9月頃から自治会の活動が再開され、帰還した者と避難先から通う者とが協力しあっている（甲A78・10頁）。大甕下地区を含む旧大甕村11集落による文化祭（甲A78・6頁）は、本件事故後も毎年継続して開催されており、約500名程度が参加している（原告番号11-1本人調書29~30頁）。

(3) 江井地区（原告番号2、同3、同10、同12、同13（いずれも旧避難指示解除準備区域内の世帯））

ア 江井地区は、本件事故当時、57戸の世帯があり、その全戸が本件原発20キロ圏内に属している。平成28年12月時点では、37戸が帰還して生活を再開している（甲A80の1・2頁、10~11頁）。

イ 江井地区に所在する原告番号2世帯の自宅周辺の空間放射線量は、平成26年5月時点で、0.25マイクロシーベルト／時以下であり（甲C2の5）、平成28年7月12日の空間放射線量について、原告番号2-1は、「かなり低かったですね」と供述している（原告番号2-1本人調書22頁）。

ウ 江井地区は本件津波による甚大な被害を受けており、一部の地点は災害危険区域として震災後の居住が制限されている（乙A74）。原告番号10世帯では本件地震と津波により自宅が半壊し（甲C10の1・4頁）、同12世帯では母屋以外の建物が浸水している（原告番号12-1本人調書34頁）。また原告番号2世帯と同13世帯では田に本件津波が流入し（原告番号2-1本人調書24頁、原告番号13-1本人調書17頁）、同3世帯でも自宅目前まで津波が来ている（原告番号3-1本人調書22頁）。

エ 江井地区の住民である原告番号2世帯では、旧避難指示解除準備区域の指定が解除される前の平成26年5月時点から、毎日自宅に通って、自宅の畠

で自家消費用野菜の栽培を再開している（甲C 2 の 5）。原発事故後に栽培した野菜からは、基準値を超える放射性物質は測定されておらず、同世帯で食べているほか、余った分についてはお裾分けもしている（原告番号 2 - 1 本人調書 25 ~ 26 頁）。

オ 江井地区では、平成 28 年 7 月 12 日の旧避難指示解除準備区域の指定解除後、老人会での会合、大字会での会合などが行われ、将来のことを話し合うなどしており（原告番号 12 - 1 本人調書 38 ~ 39 頁），平成 29 年 7 月過ぎからは綿津見神社や牛頭天王尊などの祭典が復活している（甲C 12 の 1・8 頁）。

（4）零地区（原告番号 1, 同 26, 同 27, 同 32（いずれも旧緊急時避難準備区域内の世帯））

ア 零地区は、本件事故当時、147 戸の世帯があり、その全戸が本件原発 20 ~ 30 キロ圏内に属している。平成 29 年 3 月時点では、本件津波により家屋を失った 18 戸が転出したにもかかわらず、135 戸が帰還して生活している（甲A 79・2 頁, 5 頁）。

イ 零地区は、本件津波による甚大な被害を受けており、多くの地点が災害危険区域として震災後の居住が制限されている（乙A 74）。原告番号 1 世帯、同 26 世帯、同 27 世帯の自宅はいずれも本件津波により流出し、その後の居住が制限されており、原告番号 26 世帯では、平成 25 年 3 月になってはじめて自宅再築の許可が出た（甲C 1 の 1・3 頁, 乙C 24 の 4ないし 6, 原告番号 26 - 1 本人調書 18 ~ 20 頁, 同 27 - 1 本人調書 5 頁, 28 頁）。原告番号 32 世帯は本件津波の被災状況を明らかにしていないが、同様の被害状況にあったものと考えられる。

ウ 零地区では、本件事故当時から商店は特段ないことから、多くの住民は北原地区の店で日用品等の買い物をしていた（甲A 79・4 ~ 5 頁）。北原地

区所在の「フレスコキクチ東原町店」は平成23年5月20日に営業を再開している（乙A106）。他方、平成25年頃には、「花丸マーケット」というフラワーショップが零地区に新規出店している（原告番号26-1本人調書23頁）。

工 零地区では、本件事故当時、53戸の世帯が農業に従事していたが、平成28年には48戸の世帯で稲作が再開されている（甲A79・8頁）。同地区の住民である原告番号26世帯では、自宅での生活を再開した平成25年8月から、自宅の畠で自家消費用野菜の栽培を再開している（原告番号26-1本人調書25頁）。

(5) 小沢地区（原告番号8，同9（いずれも旧避難指示解除準備区域内の世帯））

小沢地区は、本件事故当時、49戸の世帯があり、その全戸が本件原発20キロ圏内に属している。小沢地区は、本件津波により49戸のうち47戸が被災し、平成23年度中に災害危険区域に指定され、47戸の宅地全てが国に買い上げられた（乙A74、甲A81・7頁、原告番号9-1本人調書22頁）。

小沢地区は、現在に至るまで、本件津波の影響により事実上居住することができない状況が継続している。

(6) 牛来地区（原告番号42（旧緊急時避難準備区域内の世帯））

ア 牛来地区は、本件事故当時、139戸の世帯があり、その全戸が本件原発20～30キロ圏内に属している。平成29年3月時点では、「ほとんどの世帯」が帰還して生活を再開している（甲A82・3頁）。

イ 牛来地区では、本件事故当時から、住民が利用する小売・サービス業はほとんどなく、多くの住民は南相馬市の中心市街地で買い物をしていた（甲82・3頁）。中心市街地にある「フレスコキクチ東原町店」（原告番号42

世帯の自宅から自動車で3分程度の距離に位置している。)は、本件事故後、平成23年5月20日に営業を再開している(乙A106)。

ウ 牛来地区では、平成28年までに住宅地周辺の除染は概ね完了しており、具体的な再開状況は明らかにされていないものの、家庭菜園を再開している世帯も存在している(甲A82・4頁)。

エ 牛来地区に所在する雲雀ヶ原祭場地では、平成24年7月に「相馬野馬追」が通常どおり開催されて、4万2000人が集まっており、3日間で延べ15万9700人の観光客が訪れている(乙A52の32・2頁、乙A52の34・1頁～5頁、16頁)。

オ 牛来地区の本件事故後におけるコミュニティ活動の状況は、具体的に明らかにされていないが、本件事故当時に開催されていた綿津見神社での祭りや、秋の運動会、文化祭などの行事は、本件事故後も開催されている(甲A82・3～4頁)。

(7) 小浜地区(原告番号14(旧避難指示解除準備区域内の世帯))

ア 小浜地区は、本件事故当時、64戸の世帯があり、その全戸が本件原発20キロ圏内に属している。平成29年1月時点では14戸が、平成31年4月時点では17戸が帰還して生活を再開している(甲A84・1～2頁、4頁、原告番号14-1本人調書36頁)。

イ 小浜地区は、本件津波による甚大な被害を受けており、一部の地点は災害危険区域として震災後の居住が制限されている(乙A74、原告番号14-1本人調書26頁)。原告番号14世帯を含む28戸の世帯が本件津波により自宅が流出し、その後災害危険区域に指定され、平成31年4月時点でも居住が制限されている(同本人調書26～27頁)。平成31年4月時点で小浜地区に帰還している17戸は、本件津波により自宅が流出しなかった36戸中の17戸である(同本人調書36頁)。

ウ 小浜地区の住民が日用品の買い物に利用していたとされる同地区所在の「大内商店」は本件津波により流失し、現在も営業を再開していない（甲A 84・3頁）。

エ 小浜地区における本件事故後の営農再開状況は具体的には明らかにされていないが、畑については一部耕作が再開されており、田についても、復興のための耕地整理が進められている（甲C 14の1・19頁）。他方、大内新興化学工業株式会社と三和化学工業株式会社は、小浜地区に所在する各原町工場の操業を再開している（甲A 84・7頁）。

オ 小浜地区の本件事故後におけるコミュニティ活動の状況は、具体的に明らかにされていないが、小浜地区は「大甕地区内の行政地区の一つ」であり、本件事故当時から大甕地区で開催されている地域行事に参加していたとのことであるが（甲A 84・2～3頁），前記（1）及び（2）でも述べたとおり、大甕上地区と大甕下地区では、本件事故後も地域行事が開催されている。

（8）石神地区（原告番号36（旧緊急時避難準備区域内の世帯））

ア 石神地区は、本件事故当時、112戸の世帯があり、その全戸が本件原発20～30キロ圏内に属している。平成26年時点では、「ほとんどの世帯」が帰還して生活を再開している（甲A 83・5～6頁）。

イ 石神地区では、本件事故当時から住民が利用する小売・サービス業としては南相馬市役所周辺のコンビニエンスストアが複数あった（甲A 83・5頁、甲C 36の1・5頁）。石神地区に所在する「ミニストップ原町石神店」は平成23年5月下旬頃から営業を再開しており（乙A 106），南相馬市役所周辺にある「イオンスーパーセンター南相馬店」（原告番号36世帯の自宅から自動車で3分程度の距離に位置している。）は、本件事故後、平成23年5月6日に営業を再開している（乙A 107の1）。

ウ 石神地区における本件事故後の営農状況は、具体的に明らかにされていないが、本件事故後も自家消費用の野菜を栽培している住民はおり（甲C 3 6 の1・12頁），原告番号3 6世帯でも平成2 9年から再開している（原告番号3 6－1本人調書3 6頁）。

エ 石神地区では、平成2 5年頃から、ほほえみクラブ（婦人会）や神楽保存会（青年会）の活動や八坂神社での初詣、神楽、祭りなどの地域行事が再開されており、平成2 6年頃からは、回覧板の回覧や地域の美化活動が再開し、平成2 7年頃からは公園でのグラウンドゴルフやパークゴルフも行われている（甲A 8 3・6～7頁）。

（9）その他地域（原告番号1 9、同2 8、同2 9、同3 1、同4 1、同4 3、同4 4（いずれも旧緊急時避難準備区域内の世帯））

当該原告らが本件事故当時に属していた行政区については、行政区固有の具体的な事情が明らかにされていない（原告ら準備書面（3）、甲A 7 7～8 4参考）。もっとも、当該原告らの原告本人尋問の結果及び陳述書からは、以下のとおり、前記第2で述べた南相馬市原町区の客観的状況と概ね異なるものでないことが明らかとなっている。

ア 原告番号1 9・原町区仲町

原町区仲町の住民の帰還状況は具体的に明らかにされていないものの、同地区に居住していた原告番号1 9世帯の原告らは平成2 3年4月1日に帰還している（甲C 1 9の1・13頁）。平成2 4年8月頃の時点では、同世帯の原告らが居住していた団地では、本件事故当時を上回る世帯数が居住している様子が窺われた（原告番号1 9－1本人調書2 2頁）。原告番号1 9世帯の原告らが本件事故当時に買い物に利用していた「ヨークベニマル原町西店」は、平成2 3年5月4日に営業を再開している（同本人調書2 3頁、乙A 1 0 6）。

イ　原告番号28・原町区下高平

原町区下高平の住民の帰還状況は具体的に明らかにされていないものの、同地区に居住していた原告番号28世帯の原告らは平成23年4月16日に帰還しており（甲C28の1・9頁），同世帯が属する川原組では、平成23年3月21日頃には本件事故当時居住していた12世帯のうち約半数の世帯が下高平での生活を再開した様子が見られ、平成26年頃には12世帯全世帯が下高平に帰還して生活している（原告番号28-1本人調書2頁，24頁，28頁）。原告番号28世帯の原告らが、本件事故当時に利用していた北原地区所在の「フレスコキクチ東原町店」は平成23年5月20日に営業を再開している（乙A106）。原告番号28世帯では、平成25年頃から自家消費用野菜の栽培も再開しており、収穫した野菜からは基準値を超える放射性物質は検出されていない（同本人調書29～30頁）。

ウ　原告番号29・原町区錦町

原町区錦町の住民の帰還状況は具体的に明らかにされていないものの、同地区に居住していた原告番号29世帯の原告は平成23年4月末日頃に帰還している（甲C29の1・7頁）。同原告の自宅から自動車で10分程度の距離に位置する「フレスコキクチ北町店」は平成23年4月20日に、同5分程度の距離に位置する「フレスコキクチ東原町店」は平成23年5月20日には営業を再開している（乙A106）。また、原告番号29-1は、平成23年4月中から原町区下北高平の斎苑場「やすらぎセンター」（現「やすらぎ会館原町」）で出張着付け業務を再開しており、同年7月には本件事故当時から自宅兼店舗で營んでいる「シマ美容室」の営業も再開している（原告番号29-1本人調書24頁）。

エ　原告番号31・原町区北原

原町区北原の住民の帰還状況は具体的に明らかにされていないものの、同地区に居住していた原告番号31世帯の原告らは平成23年7月1日に帰還

している（原告番号31-2本人調書1頁，甲C31の1・9頁）。北原地区に所在する「フレスコキクチ東原町店」は平成23年5月20日営業を再開しており（乙A106），原告番号31-2が同地区で営んでいたブティック「ベルジェール」も，既に帰還している顧客らからの営業再開の要望を受けて，平成23年7月中に営業を再開している（原告番号31-2本人調書17頁，23～24頁）。

才 原告番号41・原町区国見町

本件事故前後にわたる原町区国見町固有の事情については，原告番号41世帯の陳述書自体証拠提出されておらず，何ら具体的に明らかにされていない。ただし，原告番号41世帯の住所地は，南相馬市役所から自動車で7分程度の距離に位置しており（中心市街地又はその周辺），前記第2で述べた南相馬市原町区内の状況と概ね同様の状況にあったものと考えられる。

力 原告番号43・原町区上北高平

原町区上北高平の住民の帰還状況は具体的に明らかにされていないものの，同地区に居住していた原告番号43世帯の原告らは平成23年10月20日に帰還している（甲C43の1・4頁）。原告番号43世帯の原告の自宅から自動車で4分程度の距離に位置する「フレスコキクチ北町店」は平成23年4月30日から営業を再開しているほか（乙A106），同原告が本件事故当時自宅で営んでいた「ミヤマ自動車整備工場」は，平成23年10月の帰還以前から操業が再開されていた（甲C43の1・4頁）。同原告は，平成28年頃から家庭菜園を再開している（甲C43の1・7頁）。

キ 原告番号44・原町区大木戸

原町区大木戸の住民の帰還状況は具体的に明らかにされていないものの，同地区に居住していた原告番号44世帯の原告らは平成24年1月15日に帰還している（甲C44の1・5頁）。原町区大木戸地区に所在する「イオンスーパーセンター南相馬店」は，本件事故後，平成23年5月6日に営業

を再開している（乙A107の1）。大木戸地区の自治会の活動は、平成25年頃から復活し、地域の除草作業などが行われており、原告番号44世帯の原告も参加しているほか、8割程度の戸数の住民が参加している（甲C44の1・9頁）。

第4 結語

以上のとおり、南相馬市原町区では、本件事故後、政府が避難指示の基準とした年間積算線量20ミリシーベルトに相当する空間放射線量（3.8マイクロシーベルト／時）を大きく下回って推移しており、放射線の影響による健康への被害を懸念しなければならない状況にはなく、本件地震及び本件津波による甚大な被害にもかかわらず、本件事故直後から、行政機関、公共交通機関、医療機関、商業施設、教育及び営農等のその他社会活動の再開が図られており、多くの住民が生活を送っている。

このような南相馬市原町区の客観的状況に照らせば、遅くとも、旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域の指定が解除されて以降、原告らの生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じているということはできず、被告が提示している精神的損害の賠償額は、このような実情からしても、本件事故と相当因果関係のある原告らの精神的損害を十分に慰謝するに足りるものであって、これを超える原告らの本訴請求には理由がないことが明らかである。

以上